

## 武蔵野市道第114号線（伏見通り）及び都道吉祥寺停車場線（平和通り）の移管について

### 1 主な経緯

調布保谷線は、稲城市矢野口から西東京市の埼玉県境までの約14.2kmを区間とする幹線道路であるが、本市内の八幡町2丁目3番先から八幡町3丁目1番先区間の約0.8kmのみ市道第114号線（伏見通り）となっている。

平成30年度に、当時調布保谷線がおおむね事業完了の予定であったことから、適切な道路網の形成と一体的な道路管理の実現を図る観点を踏まえ、当該区間を東京都へ移管することの照会を行った際に、都道である平和通りの市道移管の意向を示され、あわせて協議・調整を行うこととなった。

令和8年3月27日に、両路線の相互移管に関する基本的な事項について、東京都と本市との間で書面による合意の取り交わしを行った。

### 2 移管路線

【伏見通り】 標準幅員：25m 道路延長：約740m

- ・本市にて、未整備部分の都市計画変更のほか、移管後の安全面や管理面を考慮した補修等の処置を必要に応じて行う。
- ・上記の対応が完了した後、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）上の管理権限を本市から東京都に移管する。

【平和通り】 標準幅員：16m 道路延長：約170m

- ・東京都にて、移管後の安全面や管理面を考慮した補修等の処置を必要に応じて行う。
- ・令和8年第4回市議会定例会に、法に基づく市道認定議案を上程し、議決後に区域決定及び供用開始の告示を行う。
- ・令和9年4月1日から、法上の管理権限を東京都から本市に移管する。
- ・未整備部分の用地買収及び歩道整備については、移管後も東京都にて引き続き対応する。

### 案 内 図



※上記は概略範囲を示す